

## 引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年度8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。

令和元年度当初予算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

### 【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 55,700 千円

### 【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 775,274 千円

(単位:千円)

事業名	令和元年度 予算額	うち人件費等	社会保障 施策費	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
A	B	A-B							
民生費	社会福祉費	344,734	25,302	319,432	153,372	4,500	97	161,463	11,600
	老人福祉費	490,104	83,875	406,229	28,768	0	40,836	336,625	24,185
	児童福祉費	177,980	44,340	133,640	73,054	1,100	25,117	34,369	2,469
	小計	1,012,818	153,517	859,301	255,194	5,600	66,050	532,457	38,254
衛生費	保健衛生費	272,522	14,355	258,167	4,676	1,800	8,874	242,817	17,446
	小計	272,522	14,355	258,167	4,676	1,800	8,874	242,817	17,446
合計		1,285,340	167,872	1,117,468	259,870	7,400	74,924	775,274	55,700

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。